平成２９年（フ）第２８４号
香川県高松市円座町1732番地14
債務者　宇川　詔治
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　義博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８７０号
福岡市博多区博多駅南２丁目３番35―401号
債務者　古川　修一
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　是枝　秀幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４５６号
熊本市西区新土河原２丁目３番21号　レッドハイツⅢ102号
債務者　吉田　元気
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山長　浩徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８７０号
仙台市太白区八木山南４丁目３番地の24、従前の住所仙台市太白区八木山南６丁目７番地の４
債務者　高瀬　　智
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小堀絵里子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８６２号
広島県山県郡北広島町大朝2453番地
債務者　石橋扶美子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０７４号
札幌市北区屯田５条７丁目１番13―205号
債務者　斉藤　充央
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　縄野　　歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２６７号
大阪市此花区島屋３丁目２番22号
債務者　田川　陽平
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８８３号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目６番17号
債務者　植村　圭介
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋森　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０５１号
大阪府高槻市野田３丁目14番14号
債務者　久保　達治
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒栁　武史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２０１号
大阪市北区中津３丁目28番17号
債務者　丹下　喜世
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗川　暢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８９号
兵庫県尼崎市神崎町10番21号　神崎ハイツ202号、前住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目15番３号
債務者　ほそだ整骨院・鍼灸院こと　木村　尊徳
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳山　育弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６４０号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目17番４号　パラツィーナエスタ武庫元町101号、前住所兵庫県尼崎市七松町１丁目９番22号
債務者　創作家庭料理みもざこと金井良子こと　ＫＩＭ　ＲＹＡＮＧＯＫ（金良玉）
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金崎　正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３０号
大分市花津留１丁目８番８号（ＮＫＪビル203）
債務者　工藤　悦司
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永澤　史貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２５６号
香川県高松市西町１番20―202号　アクト１
債務者　西　隆太郎
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６１号
岩手県一関市山目字才天57番地３
債務者　渡部麻利子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１５７号
山形市飯田４丁目８番12号　飯田グリーンハイツ　203号
債務者　奥山　和英
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６８号
山形市末広町11番１―303号　ＹＡＭＡＧＥＮ末広
債務者　塩野　亜紀
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
山形地方裁判所民事部